2026 年 11 月 18 日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

「宝くじの日 お楽しみ抽せん」終了に伴う商品規定改定のお知らせ

ごうぎんは、宝くじの「敗者復活戦」として実施されている「宝くじの日　お楽しみ抽せん」（以下「くじの日」といいます。）が 2026 年の抽せんをもって終了することに伴い、各キャンペーンの商品規定を改定いたします。

これにより、第 1115 回全国自治宝くじ（サマージャンボ宝くじ）（2026 年 8 月 12 日抽せん）以降、各キャンペーンで贈呈する宝くじについては、「くじの日」の抽せんが実施されません。

なお、今回の規定改定による**宝くじの贈呈枚数、贈呈基準日、預入期間等の商品性の変更はございません。**

記

規定改定の対象となるキャンペーン一覧

名称	取扱期間
ごうぎん宝くじ付定期預金	2025 年 3 月 3 日（月）～2025 年 5 月 31 日（土）
DanDanBANK 宝くじ付定期預金	
冬の特別金利定期預金キャンペーン 宝くじコース	2025 年 12 月 8 日（月）～2026 年 3 月 31 日（火）
冬の金利アップ定期預金キャンペーン 宝くじコース	

【改定事項】下表のとおり、改定いたします。

※下表では、変更または追加・削除する条項のみ記載しております。

※全条項は、定型約款として当行ホームページ上「定型約款・規定集」に掲載しております。

１．宝くじ付定期預金景品規定

改定前	改定後
第 8 条(宝くじの日記念お楽しみ抽せん(敗者復活戦)の当せん確認および当せん時の取扱い) １．抽せんにはずれた宝くじは、抽せん	削除

日以降、最初に到来する宝くじの日記念お楽しみ抽せん(敗者復活戦)(以下「くじの日抽せん」といいます。)の日まで、引続きお客様に代わり当行がお預り(保護預り)いたします。 ２．くじの日抽せんの当せんの確認は、抽せん後に当行が行い、景品の請求は、当行がお客様に代わり、宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に行います。 ３．景品の請求にあたっては、当行は宝くじの呈示と共に、お客様の氏名および抽せん日現在において当行へお届けいただいているお客様の住所を宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に通知いたします。なお、抽せん日とは、毎年９月２日となります。 ４．株式会社みずほ銀行は、宝くじ業務の受託銀行として、前項により通知されたお客様の住所に直接、景品を送付いたします。 ５．お客様の住所、氏名等の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法で当行に変更の届出をしなかった等、お客様の責めに帰すべき事由により景品が送付できなかった場合は、お客様が景品を受け取る権利を放棄したものとみなし、当初の宝くじの贈呈はなかったものとし、景品の送付はいたしません。 第９条(はずれくじの処分) 抽せん日およびくじの日抽せんのいずれにもはずれた宝くじ現物は当行が処分します。	第８条(はずれくじの処分) 抽せん日にはずれた宝くじ現物は当行が処分します。

第 10 条(保護預り業務等の委託) １．　第１条、第２条、第６条２項、第７条１項および２項、第８条１項および２ 項ならびに３項、第９条に掲げる当行の業務は、株式会社みずほ銀行へ委託できることとします。 第 11 条(譲渡・質入の無効) 第 12 条(その他) 第 13 条(規定等の変更) 2025 年３月３日現在 預 787 (2025.3 制)	第 9 条(保護預り業務等の委託) １．　第１条、第２条、第６条２項、第７条１項および２項、第８条に掲げる当行の業務は、株式会社みずほ銀行へ委託できることとします。 第 10 条(譲渡・質入の無効) 第 11 条(その他) 第 12 条(規定等の変更) 2026 年 11 月 18 日現在 預 787 (2026.11 改)

２．宝くじ景品規定（定期預金キャンペーン用）

改定前	改定後
第８条(宝くじの日お楽しみ抽せんの当せん確認および当せん時の取扱い) １．抽せんにはずれた宝くじは、抽せん日以降、最初に到来する宝くじの日記念お楽しみ抽せん(敗者復活戦)(以下「くじの日抽せん」といいます。)の日まで、引続きお客様に代わり当行がお預り(保護預り）いたします。 ２．くじの日抽せんの当せんの確認は、抽せん後に当行が行い、景品の請求は、当行がお客様に代わり、宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に行います。 ３．景品の請求にあたっては、当行は宝くじの呈示と共に、お客様の氏名および抽せん日現在において当行へお届けいただいているお客様の住所を宝くじ業務の受託銀行である株式会社みずほ銀行に通知いたします。なお、抽せん日とは、毎年９月２日となります。	削除

４．株式会社みずほ銀行は、宝くじ業務の受託銀行として、前項により通知されたお客様の住所に直接、景品を送付いたします。 ５．お客様の住所、氏名等の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法で当行に変更の届出をしなかった等、お客様の責めに帰すべき事由により景品が送付できなかった場合は、お客様が景品を受け取る権利を放棄したものとみなし、当初の宝くじの贈呈はなかったものとし、景品の送付はいたしません。	
第 9 条(はずれくじの処分) 抽せん日およびくじの日抽せんのいずれにもはずれた宝くじ現物は当行が処分します。 第 10 条(保護預り業務等の委託) １．　第 1 条、第 2 条、第 6 条 2 項、第 7 条 1 項および 2 項、第 8 条 1 項および 2 項ならびに 3 項、第 9 条に掲げる当行の業務は、株式会社みずほ銀行へ委託できることとします。 第 11 条(譲渡・質入の無効) 第 12 条(その他) 第 13 条(規定等の変更) 2025 年 12 月 8 日現在 預 792 (2025.12 制)	第 8 条(はずれくじの処分) 抽せん日にはずれた宝くじ現物は当行が処分します。 第 9 条(保護預り業務等の委託) １．　第 1 条、第 2 条、第 6 条 2 項、第 7 条 1 項および 2 項、第 8 条に掲げる当行の業務は、株式会社みずほ銀行へ委託できることとします。 第 10 条(譲渡・質入の無効) 第 11 条(その他) 第 12 条(規定等の変更) 2026 年 11 月 18 日現在 預 792 (2026.11 改)

以　上